令和８年度

水道水水質検査計画

石岡市生活環境部水道課

【水道水質検査計画とは】

水道水の水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保証するために不可欠であり、水道水の水質管理を行っていく上で重要なものです。

水道水質検査計画は、水道法に基づいて水質検査の適正と透明性を確保するため、水源からご家庭の給水栓に至るまでの、適正な水質管理を行うために、水質検査項目及び検査回数を定めたものです。

石岡市は、毎事業年度の開始前に水道水質検査計画を策定し、公表するものです。

なお、今年度も継続して放射性物質検査を行っていきます。

１　目　的

八郷地区の皆様が安心して飲める水道水を供給するため、水道法第４条に基づく適切な水質検査を実施し、安全な水道水を供給していることをご理解いただくため、水道水の水質検査計画を作成し、その検査結果を公表するものです。

なお、平成２３年３月１１日の東日本大震災による福島第１原発の事故による放射性物質の対応につきましては、浄水場４か所（中央・山崎・園部・下林）において検出されたことがないため、３カ月に１回の測定を行っております。

２　基本方針

①　毎日検査

- 水道法施行規則第１５条第１項第１号イに基づき、「色及び濁り並びに消毒の残留効果」について行います。
- 検査に供する水の採取の場所は給水栓を原則としています。
- 検査結果は、「色及び濁り」については色度及び濁度が水質基準値を超えていないか、「消毒の残留結果」については水道法施行規則第１７条第３項に定める濃度を下回っていないかを、毎日確認します。
- 検査結果の公表は、石岡市八郷水道事務所において閲覧できます。

②　水質基準に関する検査

- 水道法施行規則第１５条第１項第１号ロに基づき、「水質基準」について行います。
- 検査に供する水の採取場所は給水栓を原則とします。
- 給水栓における採水の場所は、配水系統ごとに水道水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所を選定します。
- 検査回数は、過去３年間の検査結果を参考に定めます。
- 検査結果については、公表します。
- 水質基準に関する検査の見直しは、年度ごとに行います。

３　水道事業の概要　（令和６年度）

- 給水人口　　：１９，７１０人
- 給水件数　　：　７，５２３件
- 普及率　　：８５．４１％
- 有収率　　：７４．２４％
- 年間総配水量　：２，５７６，７０４㎥
- 有収水量　　：１，９１２，８７０㎥

４　施設の概要

ア　中央系

①　中央浄水場

項　　目	内　　容		備　　考
所 在 地	石岡市柿岡６４８－２		
運転開始	昭和６３年		
浄水能力	７，１３４㎥／日		
水　　源	地下水	４，２８０㎥／日	井戸９か所
水　　源	県　水	１，５００㎥／日	県西用水

②　浄水方法

中央系取水場（井戸９箇所）で地下水を取水し、導水中継場（中継場３箇所）を経由して中央浄水場に導水したのち、着水井に貯留する。次亜塩素による前塩素処理を実施し、懸濁物質の除去と、鉄・マンガンの除去を目的とした急速ろ過池によりろ過処理過程を経た後、残留塩素調整のため次亜塩素による後塩素処理を実施し浄水とする。

また県西用水は、残留塩素調整のため次亜塩素による後塩素処理を経て浄水とする。

③　中央系統別施設

浄水は中央浄水場内の配水池に貯留され、配水ポンプ直送方式により配水管から各給水区域へ配水をしています。

山間部においては配水管網端部の各増圧送水ポンプにより各給水地区の配水池に送水され各配水池により、それぞれ自然流下方式により給水を行っています。

④　配水池及び配水場

施　設　名	所　　在　　地	配水池容量
中央浄水場内配水池	石岡市柿岡６４８－２	４，０４０㎥
大増配水場	石岡市大増１６９３－３	１１４㎥
太田低区配水場	石岡市太田８３７－１	６７㎥
太田高区配水場	石岡市太田１５４４	９４㎥
瓦会配水場	石岡市瓦谷２９５０－４６	２６８㎥
小幡配水場	石岡市小幡１６１５－６０	１５０㎥
細谷配水場	石岡市細谷７２０－２	３３０㎥
上曽低区配水場	石岡市小屋７１７－３	１７６㎥
上曽高区配水場	石岡市上曽２３９３－４	６０㎥
十三塚配水場	石岡市小幡１９８６－１	４０㎥
小桜配水場	石岡市弓弦７７６	１２４㎥

イ　下林系

①　下林浄水場

項　　目	内　　容		備　　考
所 在 地	石岡市下林２０８６－１		
運転開始	平成７年		
浄水能力	１，３８０㎥／日		
水　　源	地下水	１，７８０㎥／日	井戸２か所

②　浄水方法

下林系取水場（井戸２箇所・新設７号井、戸の内１号井）で地下水を取水し、下林浄水場に導水した後着水井に貯留する。次亜塩素処理を実施したのち、懸濁物質の除去と、鉄・マンガンの除去を目的とした急速ろ過器によりろ過処理を行い浄水します。

③　下林系統別施設

浄水は下林浄水場内の配水池に貯留され、配水ポンプ直送方式により配水管をから各給水区域へ配水しています。

④　配水池

施　設　名	所　　在　　地	配水池容量
下林浄水場内配水池	石岡市下林２０８６－１	４０９㎥

ウ　山崎系

①　　山崎浄水場

項　　目	内　　容		備　　考
所 在 地	石岡市山崎３３４５		
運転開始	平成８年		
浄水能力	１，０００㎥／日		
水　　源	地下水	１、０００㎥／日	井戸１か所

②　浄水方法

山崎系取水場（井戸１箇所・新設８号井）で地下水を取水し、山崎浄水場に導水した後、着水井に貯留する。次亜塩素処理を実施したのち、懸濁物質の除去と、鉄・マンガンの除去を目的とした急速ろ過器によりろ過処理を行い浄水します。

③　山崎系統別施設

浄水は山崎浄水場内の配水池に貯留され、配水ポンプ直送方式により配水管から各給水区域へ配水をしています。

④　配水池

施　設　名	所　　在　　地	配水池容量
山崎浄水場内配水池	石岡市山崎３３４５	２３０㎥

エ　園部系

①　園部浄水場

項　　目	内　　容		備　　考
所 在 地	石岡市真家１６８０		
運転開始	昭和５８年		
浄水能力	１，３００㎥／日		
水　　源	地下水	１，３００㎥／日	井戸２か所

②　浄水方法

園部系取水場（井戸２箇所・園部１号井・園部２号井）で地下水を取水し、園部浄水場に導水した後、着水井に貯留する。次亜塩素処理を実施したのち、懸濁物質の除去と、鉄・マンガンの除去を目的とした急速ろ過器によりろ過処理を行い浄水します。

③　園部系統別施設

浄水は園部浄水場から送水ポンプにより送水管で、園部配水池に貯留され、自然流下方式により配水管で各給水区域へ配水しています。

④　配水場

施　設　名	所　　在　　地	配水池容量
園部配水池	石岡市真家１５１１－１	５２０㎥

５　水質管理状況

①　原水

八郷地区の水源は県南西水道用水１，５００㎥／日及び地下水（１４箇所の井戸）より許可取水量は８，３６０㎥／日取水し、ブレンドして使用しています。

地下水においては、深井戸より取水するため環境の影響は受けにくく、季節の変動も少なく安定した水質です。

②　処理過程

次亜塩素による前塩素処理を実施したのち、懸濁物質の除去と、鉄・マンガンの除去を目的とした急速ろ過池によりろ過処理過程を経た後、残留塩素調整のため次亜塩素による後塩素処理を実施し浄水にします。

また、中央浄水場に受水した県南西水道用水は、残留塩素調整のため次亜塩素による後塩素処理を経て浄水にします。

６　水質検査項目及び検査頻度

ア　検査項目

①　毎日検査

毎日検査は、「色及び濁り並びに消毒の残留効果」について行います。

②　水質基準に関する検査

検査項目は、水質基準に関する省令で定めた「水質基準項目」全52項目について行います。

イ　検査頻度

①　水質検査表（１）は、１日１回行います。

②　水質基準に関する検査

検査の回数は、水道法施行規則第１５条第１項第３号に基づき定めています。

・水質検査表（２）の項目は、各浄水場ごとに検査を行っています。各月の検査予定項目（回数）は水質検査表（３）～（６）を参照のこと。

（３）中央浄水場（４）山崎浄水場（５）下林浄水場（６）園部浄水場

・原水(地下水)の、大腸菌、嫌気性芽胞菌の検査は、年4回行います。

・原水(地下水)の、クリプトスポリジウム(指標菌)並びにジアルジアの検査は、上記の嫌気性芽胞菌、大腸菌が検出された時に行います。

・原水(表流水または地下水)は、年1回水質検査表(2)の№21～31、48を除いた39項目について年1回検査を行っています。

7　水質検査方法

水質検査は、毎日検査については委託検査を行っています。

水質基準に関する検査において高度な測定技術および精密機器を要する項目については、民間の水質検査機関へ委託しています。

水質基準項目の水質基準、検査方法等に関連した規定は、次のとおりです。

	件　　名	告　示　日
水質基準	水質基準に関する省令	令和7年6月30日 環境省令第19号
水質検査の頻度、採水場所等	水道法施行規則	令和8年3月27日 環境省令第7号
水道検査方法	水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法	平成26年3月31日 厚生労働省告示第290号
水質管理目標設定項目の留意事項、原水に係る水質検査等	水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等並びに水道水質管理における留意事項について	平成15年10月10日 健水発第1010001号
残留塩素の検査方法	水道法施行規則第17条第2項の規定に基づき厚生労働大臣が定める遊離残留塩	平成15年9月29日 厚生労働省告示第318号

	素及び結合残留塩素の検査方法	
クリプトスポリジウム等の対策	水道水中のクリプトスポリトジウム等対策の実施について	平成 19 年 3 月 30 日 健水発第 0330005 号
クリプトスポリジウム等による汚染のおそれの判断による	水道法における指標菌及びクリプトスポリトジウム等の検査方法について	平成 19 年 3 月 30 日 健水発第 0330006 号

8　臨時の水質検査

下記のような水質異常が発生し、これらに対応した浄水処理を行うことができず、給水栓の水質への影響が予想される場合は、必要に応じて水源、配水場、給水栓等から採水して当該の水質基準項目について臨時の水質検査を行い、水道水の安全性を確認します。

・水源の水質が著しく悪化したとき
・水源に異常があったとき
・水源付近、給水区域およびその周辺等において消化器系感染症が流行したとき
・浄水過程に異常があったとき
・配水管の大規模な工事、その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
・その他、特に必要があると認められるとき

9　採水場所

ア　毎日検査

・毎日検査に供する水の採取の場所は、八郷地区４か所の給水栓で行っています。

	場　　所	住　　所	浄水場系統
1	石岡市山崎	石岡市山崎 126－2	園部浄水場
2	石岡市戸ノ内	石岡市下林 1372	下林浄水場
3	石岡市山崎	石岡市山崎 1099－111	山崎浄水場
4	石岡市弓弦	石岡市弓弦 88－4	中央浄水場

イ　水質基準に関する検査

	場　　所	浄水場系統
1	吉生公民館	中央浄水場
2	山崎構造改善センター	園部浄水場
3	パセオパルケ内公園	山崎浄水場
4	林地区公民館	下林浄水場

10　水質検査計画及び検査結果の公表

	ホームページ	閲　　覧	公表の時期
水質検査計画	○	○	4 月
検査結果	○	○	毎月

※閲覧場所：石岡市八郷水道事務所

※閲覧場所：臨時の水質検査の結果は、必要に応じて公表します。

11　関係機関との連携

水道水が原因で健康被害が発生した場合には、茨城県保健福祉部生活衛生課、同土浦保健所、石岡市生活環境部と連携し、速やかに被害状況の把握に努めます。

水質検査表（１）
法令に基づく水質検査（毎日検査）

No.	項　　目	評　価 （水質基準値等）	検査回数 （回／日）	備　　考
1	色　度	5度以下	1	
2	濁　度	2度以下	1	
3	遊離残留塩素	0.1mg/l以上	1	

水質検査表（２）
法令に基づく水質検査（水質基準項目）

No.	項　　目		水質基準値	検査回数	理　　由
1	一般細菌		100個/ml以下	月１回	水道法施行規則15条第1項第3号イによる
2	大腸菌		検出されないこと		
3	カドミウム及びその化合物	※	0.003mg/l以下	３ヶ月に１回	水道法施行規則15条第1項第3号ハによる
4	水銀及びその化合物	※	0.0005mg/L以下		
5	セレン及びその化合物	※	0.01mg/L以下		
6	鉛及びその化合物	※	0.01mg/L以下		
7	ヒ素及びその化合物	※	0.01mg/L以下		
8	六価クロム化合物	※	0.02mg/L以下		
9	亜硝酸態窒素	※	0.04mg/L以下		
10	シアン化物イオン及び塩化シアン		0.01mg/L以下		
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	※	10mg/L以下		
12	フッ素及びその化合物	※	0.8mg/L以下		
13	ホウ素及びその化合物	※	1mg/L以下		
14	四塩化炭素	※	0.002mg/L以下		
15	１，４－ジオキサン	※	0.05mg/L以下		
16	シス１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	※	0.04mg/L以下		
17	ジクロロメタン	※	0.02mg/L以下		
18	テトラクロロエチレン	※	0.01mg/L以下		
19	トリクロロエチレン	※	0.01mg/L以下		
20	ベンゼン	※	0.01mg/L以下		
21	塩素酸		0.6mg/L以下		
22	クロロ酢酸		0.02mg/L以下		
23	クロロホルム		0.06mg/L以下		
24	ジクロロ酢酸		0.03mg/L以下		
25	ジブロモクロロメタン		0.1mg/L以下		
26	臭素酸		0.01mg/L以下		
27	総トリハロメタン		0.1mg/L以下		
28	トリクロロ酢酸		0.03mg/L以下		
29	ブロモジクロロメタン		0.03mg/L以下		
30	ブロモホルム		0.09mg/L以下		
31	ホルムアルデヒド		0.08mg/L以下		
32	亜鉛及びその化合物	※	1mg/L以下		
33	アルミニウム及びその化合物	※	0.2mg/L以下		
34	鉄及びその化合物	※	0.3mg/L以下		
35	銅及びその化合物	※	1mg/L以下		
36	ナトリウム及びその化合物	※	200mg/L以下		
37	マンガン及びその化合物	※	0.05mg/L以下		
38	塩化物イオン		200mg/L以下	月１回	水道法施行規則15条第1項第3号イによる
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）	※	300mg/L以下	３ヶ月に１回	水道法施行規則15条第1項第3号ハによる
40	蒸発残留物	※	500mg/L以下		
41	陰イオン界面活性剤	※	0.2mg/L以下		
42	ジェオスミン		0.00001mg/L以下	月１回	水道法施行規則15条第1項第3号イによる
43	２－メチルイソボルネオール		0.00001mg/L以下		
44	非イオン界面活性剤	※	0.02mg/L以下	３ヶ月に１回	水道法施行規則15条第1項第3号ハによる
45	フェノール類	※	0.005mg/L以下		
46	有機物（TOC）		3mg/L以下	月１回	水道法施行規則15条第1項第3号イによる
47	PH値		5.8～8.6		
48	味		異常でないこと		
49	臭気		異常でないこと		
50	色度		5度以下		毎日検査の基本項目としている
51	濁度		2度以下		
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	※	0.00005mg/L以下	３ヶ月に１回	水道法施行規則15条第1項第3号ハによる

※過去3年間において取水地点において汚染の恐れがない場合、基準値の1/5であるならば年に1回以上、同じく1/10であるならば3年に1回とすることが出来る

水質基準項目

No.	項　　目	水質基準値	項　目　の　説　明	区　分
1	一般細菌	100個/ml以下	体温に近い温度で繁殖する細菌で一般には無害な雑菌です。塩素消毒で除かれ水道水中にはほとんど検出されませんが，著しく増加した場合は，病原菌に汚染された疑いがあるため検査しています。	病原微生物
2	大腸菌	検出されないこと	人や動物の腸内に生育し糞便とともに排出される細菌で，一般には無害ですが一部に病原性を示すものがあります。塩素消毒で除かれ水道水中では，検出されませんが，検出された場合には，病原菌に汚染された疑いがあるため検査します。	
3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/l以下	鉱山排水や工場排水に含まれることがあります。電池，メッキ，顔料に使われイタイイタイ病の原因となった物質です。	金属類
4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	自然に由来する微量の無機水銀のほかに，工場排水に含まれることがあります。電池，蛍光灯，温度計などに使われ，有機水銀化合物は水俣病となった物質です。	
5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	鉱山排水，工場排水などに含まれることがあります。半導体の材料，薬剤に使われ皮膚障害や肝臓障害などの健康影響である物質です。	
6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	地質などの自然由来のほかに，鉱山排水，工場排水などに含まれることがありますが，浄水場の沈殿とろ過でほとんど除かれます。疲労，皮膚蒼白などの健康影響がある物質です。屋内に鉛製水道管を使用している場合，水道水で増えることがありますので，水道管の取替えや，朝一番など使い初めの水は引用以外に使うことをお勧めします。	
7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	地質などの自然由来のほかに，高山排水，工場排水等に含まれることがありますが，浄水場の沈殿とろ過でほとんど除かれます。合金，半導体材料に使われ，皮膚の異常，抹消神経症などの慢性的な県境に影響のある物質です。	
8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	自然にはほとんど存在せず，鉱山排水，工場排水などに含まれることがあります。クロムメッキ，皮なめしに使われる物質です。	
9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	化合物に亜硝酸塩として含まれる窒素。土壌中で水に容易に溶け余剰な化学肥料や家畜の糞尿などから溶脱し，硝酸性窒素とともに水質汚染の原因となる。人体に吸収されるとメトヘモグロビン血症を引き起こす。	無機物
10	シアン化物イオン及び塩化シアン	0.01mg/L以下	工場排水等に含まれることがあります。メッキ，害虫駆除剤に使われる物質です。シアン化物が塩素処理されると塩化シアンとなり，その後なくなります。	無機物，消毒副生成物
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	窒素肥料，動植物の分解のほか，生活排水や下水などに含まれます。高濃度に含まれると，幼児にヘモグロビン血症を起こす物質です。	無機物
12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	地質などの自然由来のほかに，工場排水に含まれることがあります。適量では虫歯予防の効果がありますが，高濃度では斑状歯を起こす物質です。	
13	ホウ素及びその化合物	1mg/L以下	火山地帯の地下水，温泉水に含まれます。また金属表面処理剤，ガラス，エナメル工業で使われ，工場排水に含まれることがあります。嘔吐，腹痛，下痢などの健康影響がある物質です。	
14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く，フロンの原料，有機溶剤，金属の脱脂剤に使われ，地下水を汚染することがあります。肝臓，腎臓，神経系統の障害など健康影響がある物質です。	有機物
15	１，４－ジオキサン	0.05mg/L以下	有機溶剤や安定剤として使われます。洗剤用非イオン界面活性剤の不純物としても含まれ，地下水を汚染した例があります。発がん性から水質基準が設定されているぶしつです。	
16	シス１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く，有機溶剤，染料抽出剤に使用される他，自然界でトリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタンが分解して生成することもあり，地下水を汚染することがあります。肝臓障害の健康影響がある物質です。	
17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く，塗料，塗装の剥離剤，洗浄剤に使われ，地下水を汚染することがあります。	
18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く，ドライクリーニングの溶剤，金属の脱脂剤に使われ，地下水を汚染することがあります。発がん性から水質基準が設定されている物質です。	
19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	塩素を含む有機化合物で空気中に揮発し易く，有機溶剤，金属の脱脂剤に使われ地下水を汚染することがあります。発がん性から水質基準が設定されている物質です。	
20	ベンゼン	0.01mg/L以下	有機化合物で空気中に揮発し易く，合成ゴム，合成皮革，染料等に使われ地下水を汚染することがあります。発がん性から水質基準が設定されている物質です。	

水質基準項目

No.	項　　目	水質基準値	項　目　の　説　明	区　分
21	塩素酸	0.6mg/L以下	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの微量な不純物あるいは消毒剤の二酸化塩素の注入により生成します。赤血球細胞への影響から水質基準値が定められています。	消毒副生成物
22	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物のひとつです。	消毒副生成物
23	クロロホルム	0.06mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンのひとつで，トリハロメタンのうちクロロホルムが最も多くできます。肝臓，腎臓障害の健康影響のある物質です。	
24	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生成物のひとつです。発がん性から水質基準が設定されている項目です。	
25	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応し生成されるトリハロメタンのひとつで，生成料は原水中の臭素イオン濃度に影響されます。	
26	臭素酸	0.01mg/L以下	消毒剤の次亜塩素酸ナトリウムの微量な不純物及びオゾン処理時の副生成物です。当八郷地区においては次亜塩素酸ナトリウムを使用していますが，オゾン処理は行っておりません。発がん性から水質基準が設定されている項目です。	
27	総トリハロメタン	0.1mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されるクロロホルム，シブロモクロロメタン，プロモジクロロメタン，プロモホルムを合計したものです。トリハロメタンの生成量は，原水の有機物質，塩素注入量，水温などに影響され，これらが高いほど多く生成されます。	
28	トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒剤生成物のひとつです。	
29	ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンのひとつで，生成量は原水中の臭素イオン濃度に影響されます。	
30	ブロモホルム	0.09mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成されるトリハロメタンのひとつで，生成量は原水中の臭素イオン濃度に影響されます。	
31	ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下	原水中の有機物と消毒剤の塩素が反応して生成される消毒副生物のひとつで，合成樹脂の原料や生物標本の固定液としても使われます。	
32	亜鉛及びその化合物	1mg/L以下	地質などの自然由来のほかに鉱山排水，工場排水に含まれます。また亜鉛メッキ鋼管の水道管から溶け出すことがあります。水質基準値の1mg/L以上で白濁したり，お茶の味が悪くなったりします。	金属類
33	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	地質などの自然由来で存在しますが，浄水場の沈殿、ろ過でほとんど除去されます。浄水処理に用いられる凝集剤のアルミニウムは濁りとともに沈殿しますが，水道水に残留することがあり、多いと白濁の原因となります。水質基準値の0.2mg/Lは着色防止という点から設定されています。	
34	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	地質などの自然由来のほかに，鉱山排水，工場排水に含まれます。浄水場の沈殿，ろ過でほとんど除去されますが，鉄製水道管のさびにより水道水に含まれることがあります。高濃度に含まれると金気臭や着色，赤水の原因となります。水質基準値の0.3mg/Lは洗濯物への着色防止という点から設定されています。	
35	銅及びその化合物	1mg/L以下	地質などの自然由来のほかに，鉱山排水，工場排水などに含まれます。また給水装置等に使用される鋼管，真鍮器具から溶け出して水道水で検出されることがあります。石鹸のかすと反応して青い付着物（鋼石鹸）を作り，タイルなどの着色の原因となります。水質基準値の1.0mg/Lは洗濯物への着色防止という点から設定されています。	
36	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	海からの風送塩など自然由来のほかに，工場排水などに含まれます。水道水では，さらに浄水処理での次亜塩素酸ナトリウムの使用によりわずかに増加します。水質基準値の200mg/Lは，水道水の味覚に影響する濃度です。	無機物
37	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	地質などの自然由来のほかに鉱山排水，工場排水に含まれます。消毒剤の塩素に酸化されて黒い粒子となり，いわゆる黒水の原因となることがありますが浄水場の沈殿，ろ過でほとんど消去されます。水質基準値の0.05mg/Lは黒水の防止という点から設定されています。	金属類
38	塩化物イオン	200mg/L以下	海水から送風塩などの自然由来のほかに，工場排水，生活排水に含まれます。水道水では，塩素剤の使用により増加します。200～300mg/Lを超えるとs塩味を感じるので，水質基準値200mg/Ｌは，味覚の点から設定されています。	無機物
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	カルシウムとマグネシウムの合計量で，主に地質に由来します。硬度が低すぎると淡白な味，高すぎるとしつこい味がします。また，硬度が高いと石鹸の泡立ちが悪くなります。120mg/L以下が軟水，120mg/L以上が硬水とされています。水質基準値300mg/Lは石鹸の泡立ち等への影響を防止する点から設定されています。	
40	蒸発残留物	500mg/L以下	水を蒸発させた時の残量で，主にカルシウム，ナトリウムなどの塩類及び有機物です。多いとき苦味，渋味を感じ，適度ではまろやかさを出すといわれてます。水質基準値500mg/Lは，味覚の点から設定されています。	無機物

水質基準項目

No.	項　　目	水質基準値	項　目　の　説　明	区　分
41	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	洗剤の成分で工場排水や生活排水に含まれます。高濃度では泡立ちの原因となり，水質基準値0.2mg/Lは泡立ちを防止する点から設定されています。	有機物
42	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	湖沼やダム湖で繁殖するアナベナ，オシラトリアなどの藍藻類により作られる異臭の原因物質で，水道水にかび臭をつけます。微量でも臭気が感じられ，水質基準値0.00001mg/Lは着臭防止のため設定されています。	
43	２－メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	湖沼やダムで繁殖するフォルデイウム，オシラトリアなどの藍藻類により作られる異臭の原因物質で，水道水にかび臭をつけます。微量でも臭気が感じられ，水質基準値0.00001mg/Lは着臭防止のために設定されています。	
44	非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下	洗剤の成分で工場排水や生活排水に含まれます。高濃度では泡立ちの原因となり，水質基準値0.02mg/Lは泡立ち防止する点から設定されています。	
45	フェノール類	0.005mg/L以下	工場排水に含まれることがあります。微量でも，消毒の塩素と反応しクロロフェノールを生成し，異臭の原因となります。	
46	有機物（TOC）	3mg/L以下	水に含まれる有機物の量です。土に含まれるもののほか，ダム湖などで繁殖する藻類，工場排水，生活排水，下水などによっても繁殖します。水道水に多いと渋みをつけます。	基礎的な性状
47	PH値	5.8～8.6	水の酸性，アルカリ性を示す指数，7が中性で，7より小さくなると酸性が強く，7より大きくなるとアルカリ性が強くなります。	
48	味	異常でないこと	水の味です。水に含まれる物質の種類・濃度により感じ方が異なります。	
49	臭気	異常でないこと	水の臭いです。藻類など生物に起因するかび臭物質，フェノール等有機化合物の臭いが問題になることがあります。	
50	色度	5度以下	水の色（類黄色ないし黄褐色）の程度を示します。浄水処理で除かれ無色となります。水道水では，鉄錆（赤褐色）により着色することがあります。水質基準値の5度は白い浴槽で感知できる程度の色です。	
51	濁度	2度以下	水の濁りの程度を示します。浄水処理で除かれ透明となります。水質基準値の2度は，肉眼でほとんど透明と感じる限度です。	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	有機フッ素化合物（PFAS）の一種であり、撥水剤や泡消火剤等さまざまな用途で使用されてきましたが、環境中で分解されにくい性質を持っています。現在は、製造・輸入等が原則禁止されています。	有機物

水質検査表(3)

令和8年度　　八郷中央浄水場

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月(原水)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物									○				○
4	水銀及びその化合物									○				○
5	セレン及びその化合物									○				○
6	鉛及びその化合物									○				○
7	ヒ素及びその化合物									○				○
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	○
9	亜硝酸態窒素									○				○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素									○				○
12	フッ素及びその化合物			○			○			○			○	○
13	ホウ素及びその化合物									○				○
14	四塩化炭素									○				○
15	１，４－ジオキサン									○				○
16	シス１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン									○				○
17	ジクロロメタン									○				○
18	テトラクロロエチレン									○				○
19	トリクロロエチレン									○				○
20	ベンゼン									○				○
21	塩素酸			○			○			○			○	
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	
23	クロロホルム			○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	
26	臭素酸			○			○			○			○	
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	
30	ブロモホルム			○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物									○				○
33	アルミニウム及びその化合物									○				○
34	鉄及びその化合物									○				○
35	銅及びその化合物									○				○
36	ナトリウム及びその化合物									○				○
37	マンガン及びその化合物									○				○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	○
40	蒸発残留物			○			○			○			○	○
41	陰イオン界面活性剤									○				○
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	２－メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	非イオン界面活性剤									○				○
45	フェノール類									○				○
46	有機物（TOC）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）			○			○			○			○	
	クリプト指標菌（原水）			○			○			○			○	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（原水）									○				

水質検査表(4)

令和8年度　　山崎浄水場

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月(原水)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物									○				○
4	水銀及びその化合物									○				○
5	セレン及びその化合物									○				○
6	鉛及びその化合物									○				○
7	ヒ素及びその化合物									○				○
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	○
9	亜硝酸態窒素									○				○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素									○				○
12	フッ素及びその化合物									○				○
13	ホウ素及びその化合物									○				○
14	四塩化炭素									○				○
15	1，4－ジオキサン									○				○
16	シス1，2－ジクロロエチレン及びトランス－1，2－ジクロロエチレン									○				○
17	ジクロロメタン									○				○
18	テトラクロロエチレン									○				○
19	トリクロロエチレン									○				○
20	ベンゼン									○				○
21	塩素酸			○			○			○			○	
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	
23	クロロホルム			○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	
26	臭素酸			○			○			○			○	
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	
30	ブロモホルム			○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物									○				○
33	アルミニウム及びその化合物									○				○
34	鉄及びその化合物			○			○			○			○	○
35	銅及びその化合物									○				○
36	ナトリウム及びその化合物									○				○
37	マンガン及びその化合物			○			○			○			○	○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）									○				○
40	蒸発残留物			○			○			○			○	○
41	陰イオン界面活性剤									○				○
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	2－メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	非イオン界面活性剤									○				○
45	フェノール類									○				○
46	有機物（TOC）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）			○			○			○			○	
	クリプト指標菌（原水）			○			○			○			○	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（原水）									○				

水質検査表(5)

令和8年度　　下林浄水場

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月(原水)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物									○				○
4	水銀及びその化合物									○				○
5	セレン及びその化合物									○				○
6	鉛及びその化合物									○				○
7	ヒ素及びその化合物									○				○
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	○
9	亜硝酸態窒素									○				○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	○
12	フッ素及びその化合物									○				○
13	ホウ素及びその化合物									○				○
14	四塩化炭素									○				○
15	１，４－ジオキサン									○				○
16	シス１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン									○				○
17	ジクロロメタン									○				○
18	テトラクロロエチレン									○				○
19	トリクロロエチレン									○				○
20	ベンゼン									○				○
21	塩素酸			○			○			○			○	
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	
23	クロロホルム			○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	
26	臭素酸			○			○			○			○	
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	
30	ブロモホルム			○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物									○				○
33	アルミニウム及びその化合物									○				○
34	鉄及びその化合物									○				○
35	銅及びその化合物									○				○
36	ナトリウム及びその化合物									○				○
37	マンガン及びその化合物									○				○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）									○				○
40	蒸発残留物			○			○			○			○	○
41	陰イオン界面活性剤									○				○
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	２－メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	非イオン界面活性剤									○				○
45	フェノール類									○				○
46	有機物（TOC）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）			○			○			○			○	
	クリプト指標菌（原水）			○			○			○			○	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（原水）									○				

水質検査表(6)

令和8年度　　園部浄水場

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	6月(原水)
1	一般細菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	大腸菌	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3	カドミウム及びその化合物									○				○
4	水銀及びその化合物									○				○
5	セレン及びその化合物									○				○
6	鉛及びその化合物									○				○
7	ヒ素及びその化合物									○				○
8	六価クロム化合物			○			○			○			○	○
9	亜硝酸態窒素									○				○
10	シアン化物イオン及び塩化シアン			○			○			○			○	○
11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素			○			○			○			○	○
12	フッ素及びその化合物									○				○
13	ホウ素及びその化合物									○				○
14	四塩化炭素									○				○
15	１，４－ジオキサン									○				○
16	シス１，２－ジクロロエチレン及びトランス－１，２－ジクロロエチレン									○				○
17	ジクロロメタン									○				○
18	テトラクロロエチレン									○				○
19	トリクロロエチレン									○				○
20	ベンゼン									○				○
21	塩素酸			○			○			○			○	
22	クロロ酢酸			○			○			○			○	
23	クロロホルム			○			○			○			○	
24	ジクロロ酢酸			○			○			○			○	
25	ジブロモクロロメタン			○			○			○			○	
26	臭素酸			○			○			○			○	
27	総トリハロメタン			○			○			○			○	
28	トリクロロ酢酸			○			○			○			○	
29	ブロモジクロロメタン			○			○			○			○	
30	ブロモホルム			○			○			○			○	
31	ホルムアルデヒド			○			○			○			○	
32	亜鉛及びその化合物									○				○
33	アルミニウム及びその化合物									○				○
34	鉄及びその化合物									○				○
35	銅及びその化合物									○				○
36	ナトリウム及びその化合物									○				○
37	マンガン及びその化合物									○				○
38	塩化物イオン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
39	カルシウム，マグネシウム等（硬度）			○			○			○			○	○
40	蒸発残留物			○			○			○			○	○
41	陰イオン界面活性剤									○				○
42	ジェオスミン	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
43	２－メチルイソボルネオール	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
44	非イオン界面活性剤									○				○
45	フェノール類									○				○
46	有機物（TOC）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
47	PH値	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
48	味	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
49	臭気	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
50	色度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
51	濁度	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）			○			○			○			○	
	クリプト指標菌（原水）			○			○			○			○	
	ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）（原水）									○				